

[令和1年9月 定例会-10月07日-05号]

- 富士の戦争史跡を後世に残すことについて
  - 成年後見制度の利用促進に向けて
- 

◆19番（山下いづみ 議員） 私は、さきに通告してあります富士の戦争史跡を後世に残すことについてと成年後見制度の利用促進に向けての2項目について質問いたします。

まず初めに、富士の戦争史跡を後世に残すことについて伺います。

毎年、富士市戦没者追悼式がとり行われています。富士市の太平洋戦争までの英霊数は3697柱、遺族世帯数は932世帯です。戦後74年がたつ中で、戦後生まれが8割になり、戦争体験者がわずかとなった今日、戦争の記憶を伝える人たちも少なくなってきました。富士市では、市民が主体となって、平和のための富士戦争展、平和を学ぶ講座、戦争遺跡を巡るバスツアーが行われています。ことし8月に開催された「夏休み親子で参加 富士の戦争遺跡を巡るバスツアー」では、中丸の中国人殉難者慰霊碑、森下の開拓記念碑、水戸島の大芝裁縫女学校跡、中島の抑留犠牲者慰霊碑、岩本の燃料庫の洞穴、久沢の一乗寺、学童疎開を受け入れた寺をめぐるしました。このように、戦争の傷跡は富士市内のさまざまな場所に残されています。今日、私たちが平穏に暮らすことができるのは、とうとい犠牲に培われたことを肝に銘じ、恒久平和を誓い、そして、平和教育の一環として、富士市の戦争史跡の記録を残すことが肝要であると考えます。

そこで、以下4点について質問をいたします。

（1）富士市内の戦争史跡はどのようなものがあるのでしょうか。それらの場所にわかりやすいよう看板など設置してはどうでしょうか。

（2）愛宕山室野地区地下ごうは昭和61年に調査を行っていますが、岩本の燃料庫の洞穴を調査したことがあるのでしょうか。

（3）富士市内の戦争史跡を記す資料は整理されているのでしょうか。後世に残すべくガイドブックを作成してはどうでしょうか。

（4）平和のための富士戦争展や歴史民俗資料館の戦争とくらしコーナーで展示されている実物資料、写真、パネル等はどこに保管されているのでしょうか。

次に、成年後見制度の利用促進に向けてについて伺います。

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人たちが安心して生活ができるよう、財産の管理、日常生活を法律的に保護し、支援する成年後見制

度が平成 12 年から始まりました。しかし、国が示すように、成年後見制度は、判断能力が十分でない人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。そこで、成年後見制度の利用促進に関する法律が平成 28 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行されました。そして、平成 29 年 3 月 24 日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

富士市では、平成 26 年に静岡県初の富士市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度相談事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度普及事業、市民後見人の養成と活動支援等に取り組んでいます。成年後見制度は、日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合い、個人の権利擁護を担うことができる重要な制度であります。2025 年には団塊の世代が 75 歳以上を迎え、成年後見制度の需要が増加すると見込まれています。

そこで、以下 3 項目 6 点について質問をいたします。

(1) 富士市成年後見支援センターの役割は何でしょうか。職員数は何人でしょうか。

(2) 申し立ての種類は幾つあり、市内総申し立て件数と首長申し立て件数は何件でしょうか。

(3) 成年後見制度利用促進計画の策定について。

① 成年後見制度利用促進計画の策定はどのようになっているのでしょうか。

② 中核機関の設定場所、内容はどう考えているのでしょうか。

③ 個々に合った後見人がつくように、ケース方針会議を設けて後見人候補者を推薦することも重要だと考えますが、いかがでしょうか。

④ 社会福祉士が働きやすい土壌づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上 2 項目 10 点についてお聞きし、1 回目の質問といたします。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

〔市長 小長井義正君 登壇〕

◎市長（小長井義正 君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、富士の戦争史跡を後世に残すことについてのうち、富士市内の戦争史跡はどのようなものがあるか。それらの場所にわかりやすいような看板などを設置してはどうかについてであります。本市では、昭和 60 年 11 月定例会において、核兵器廃絶平和都市宣言を満場一致で議決し、以来、宣言に基づくさまざまな平和推進の取り組みを続けてまいりました。その一環として、平成 27 年 11

月、宣言から30年を記念して、核兵器廃絶平和都市宣言30周年記念誌を発刊し、ロゼシアターで開催した記念式典において、来場者の皆様に配付いたしました。この記念誌は、核兵器廃絶平和宣言都市の歩みや富士の語り部の会の方へのインタビュー、「広報ふじ」の特集などで構成したもので、市内の戦跡のコーナーでは、地図や写真を交えて戦争史跡を10ページにわたって紹介しております。具体的には、中丸の中国人殉難者慰霊碑、五貫島の開拓記念碑、岩淵の愛宕山平和記念碑、水戸島元町の大芝裁縫女学校跡、伝法の爆撃を受けた鳥居跡などを取り上げました。これらの戦争史跡の中には、現地でわかりにくいものもあり、戦争史跡であることを看板などによって示すことは、本市における戦争の記憶を風化させないための取り組みとして意義のあるものと考えております。しかしながら、史跡そのものやそこに至るまでの道が私有地内にある場合もありますので、個々の状況を確認し、地権者の意向等を伺いながら、可能なものから看板を設置してまいります。

次に、愛宕山室野地区地下ごうは昭和61年に調査を行っているが、岩本の燃料庫の洞穴を調査したことがあるのかについてであります。愛宕山室野地区地下ごうは、旧富士川町がまちの貴重な歴史的事実として地下ごうの現況を調査し、記録にとどめておくことを目的として、昭和61年に11カ所の地下ごうの位置図、平面図、断面図及び現況報告書を作成いたしました。議員から御質問のありました岩本にある燃料庫の洞穴は、本市においてもその存在を承知し、現地を確認しておりますが、これまで調査を行ったことはありません。

次に、富士市内の戦争史跡を記す資料は整理されているか。それらを後世に残すべくガイドブックを作成してはどうかについてであります。先ほど申し上げましたとおり、本市では、核兵器廃絶平和都市宣言30周年記念誌の中で、戦争史跡を地図や写真を交えて紹介いたしました。また、市民団体である核兵器廃絶平和富士市民の会が主催し、本市が助成しております平和を学ぶ講座において、平成27年度から市内をめぐるフィールドワークが毎年開催され、学童疎開の宿舎となった市内の寺院や、神戸の少年戦車兵殉職の地の慰霊碑などを案内されております。これらの戦争史跡を整理して後世に残すことは、戦争を体験した世代が少なくなってきた現代において大変有意義なため、今後、核兵器廃絶平和富士市民の会の皆様の御協力をいただきながら、戦争史跡をデータベースとして蓄積するとともに、地図に落とし込んだガイドマップの制作などについて検討してまいります。

次に、平和のための富士戦争展や歴史民俗資料館の戦争とくらしコーナーで展示される実物資料、写真、パネル等はどこに保管されているのかについてですが、平和のための富士戦争展の開催及び歴史民俗資料館2階の戦争とくらしコーナーの展示の一部は、核兵器廃絶平和富士市民の会によるものであり、戦争の実物資料や写真パネル、文献などが展示されております。これらの資料は、核兵器廃絶平和富士市民の会の皆様が個人的に収集されたものであり、これまで展示期間以外は博物館の収蔵庫や各会員の家庭で保管されておりました。博物館の収蔵庫での保管は、他の収蔵資料もあるため、鍵のあけ閉めに職員が立ち会う必要があり、会員の皆様にとって使い勝手が悪いものである上、会員の家庭での保管においても、場所の確保や運搬の手間など、大きな負担となっております。このため、昨年6月から、旧庵原地区消防組合富士川消防所であった旭町倉庫に歴史資料が保管できるスペースを確保し、核兵器廃絶平和富士市民の会に貸与いたしました。これにより、貴重な資料を集中して保管できるとともに、新たな収集も可能となるため、平和のための富士戦争展や戦争とくらしコーナーの展示がえなどにおいて、より効果的に利用していただけるものと考えております。

次に、成年後見制度の利用促進に向けてのうち、富士市成年後見支援センターの役割及び職員数についてであります。富士市成年後見支援センターは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図る役割を担っております。具体的には、成年後見制度に関する相談や利用支援並びに広報及び啓発、市民後見人の養成、登録、受任調整、活動支援、関係機関との連携、調整などを行っております。また、職員体制につきましては、社会福祉士の資格を有する常勤職員2人を配置しております。

次に、申し立ての種類と市内総申し立て件数及び首長申し立て件数についてであります。成年後見制度は、任意後見制度と法定後見制度の2つから成り立っており、任意後見制度は、現在は判断能力が十分ある人が、将来認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを決定し、公正証書で契約する制度であります。一方、法定後見制度は、現在、既に認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人を対象としており、申し立ては本人、配偶者、4親等内の親族のほか、これらの人による申し立てを行うことが困難である場合は市町村長等が行うことができます。また、その類型は、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3

つに分かれております。市内総申し立て件数と首長申し立て件数につきましては、昨年中の富士市、富士宮市を管轄区域とする静岡家庭裁判所富士支部における総申し立て件数は109件であります。自治体別件数は公表されておられません。また、総申し立て件数のうち、本市における首長申し立て件数は12件であります。

次に、成年後見制度利用促進計画の策定はどのようになっているかについてであります。平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、各自治体、または複数の自治体を含む圏域において、平成29年度から令和3年度までの5年間に、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりと中核機関の設置をすることとされております。さらに、これらに期待される機能を計画的、段階的に整備していくため、市町村計画の策定に努めることが定められております。本市では、令和3年度からの計画実施に向けて、専門職である弁護士、司法書士、計画事務局である市とセンター職員から成る成年後見制度利用促進計画ワーキングを本年6月に立ち上げ、現在、地域連携ネットワークや中核機関の活動内容の検討などに取り組んでおります。

次に、中核機関の設定場所、内容はどのように考えているかについてであります。基本計画では、中核機関の機能として、制度の周知啓発などの広報機能、市民後見人や関係機関からの相談機能、本人に合った後見人を推薦するマッチング機能、福祉、医療、法律などの専門職チームによる後見人支援機能、全体を調整する事務局機能などが示されております。本市では、これらのうちセンターにおいて、講演会や出前講座の実施、後見制度に関するあらゆる相談の受け付け、さらに、市民後見人養成等の人材育成や市民後見人とのマッチングを既に実施しております。さらに、ワーキングにおいて、市民後見人以外の後見人候補者に対しても、本人に合った後見人等を推薦するマッチングや、専門職後見人や親族等後見人からの相談にも対応できる体制などにつきましても検討しております。また、中核機関はさまざまな機能を有する機関であるため、センターと市との機能分担も含め、設定場所につきましても検討しております。

次に、個々に合った後見人がつくように、ケース方針会議を設けて後見人候補者を推薦することも重要だと考えるがどうかについてであります。今までの後見人選任につきましては、家庭裁判所が申し立て書の書類のみで判断し、選任をしてきたと伺っております。基本計画では、本人が成年後見制度を利用してよかったと実感できる制度、運用の改善も示されており、財産の管理のみならず、意思決定の支援や身上監護を重視した支援につながるシステムを本市の計画に位

置くけることも重要であると考えております。現在、ワーキングの中で、適切な支援内容や、被後見人に最も合っていると考えられる後見人との受任調整に関することなどを検討する、議員御提案のケース方針会議に相当する場につきましても検討を始めております。

次に、社会福祉士が働きやすい土壌づくりが必要だと考えるがどうかについてであります。静岡家庭裁判所管内の概況資料によりますと、昨年中の成年後見人等と本人の関係については、23.0%に親族、64.2%に専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士が選任されております。さらに、財産や債務についての紛争性が高い場合や、不動産の処分が必要な場合など、法的支援の要素が大きい場合は弁護士や司法書士が選任され、各種契約行為や意思決定支援などの身上監護が主な場合は社会福祉士が選任されることが多い状況となっております。今後、本人の意思決定支援などの身上監護を必要とする高齢者の増加により、社会福祉士の需要はますます大きくなると考えております。しかしながら、社会福祉士につきましては、ほとんどの方が医療、介護、障害福祉、児童福祉等の職場に勤めながら、職場の理解を得て活動しております。このため、静岡県社会福祉士会が実施している後見人活動をするための研修を受講しても、自分の置かれている環境や後見人活動の責任の重さから、後見人等の受任を断念するなど、自分の意思で受任しない状況もあると伺っております。本市といたしましては、成年後見制度について広く市民にお伝えし、社会全体で制度と後見人活動への理解を深めていただけるよう、今後も講演会や出前講座などを通して、普及啓発に努めてまいります。

以上であります。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 1回目の答弁をいただきましたので、引き続き質問をさせていただきます。

初めに、富士の戦争史跡に関してですけれども、まず（1）、これは民有地もあるということで、地権者とお話をしながら、できるところから順にと答弁をいただきました。ぜひこれはお願いしたいと思います。そうしますと、率先してできるものがあると思います。

富士市では、五貫島、森島、宮下、このあたりに昔、富士飛行場というのがあります。そこは戦闘機のパイロットを養成するところだったと。そしてそこは、

日本人の大量労働者と中国人の強制連行労働者の突貫工事で、半年間ぐらいで開設したという場所です。今その場所に、森下に開拓記念碑というのがあります。お配りしました資料にありますけれども、そこに行きましたら、みなバスのまちづくりセンターの看板が張ってありまして、こういう場所はすぐに看板ができると思いますので、取り組んでいただきたいと思います。ここはまちづくりセンターが移転しまして、そちらに移す予定があるのか。もしそのまま移しましたら、その場ですぐに看板を取りつけてもらえるのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 市民部長。

◎市民部長（高野浩一 君） 今御指摘いただきました開拓記念碑ですけれども、現在、解体が済んだ旧富士南まちづくりセンターの敷地内にあるということでございます。今後、ききょうの里子どもクラブですか、児童クラブの駐車場として使用するというので、その場所は駐車場として使用する際に支障となる可能性があるということで、まちづくり課といたしましては、富士南地区の区長会の皆様とお話し合いをさせていただいて、石碑を新しく建った富士南まちづくりセンターの敷地内に移設するというので、今、準備を進めているところであります。年度内には何とかいけるかなと思っています。看板についても、その際に一緒に検討していければと思っております。

以上でございます。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） また話し合いのもと、よろしく申し上げます。

そしてもう一つ、資料に写真をつけてありますけれども、水戸島に、富士駅南市営駐車場の敷地内に、この大芝裁縫女学校跡の石碑が立っております。これはもともとそこに校舎があって、とても人気のある女学校だったと聞いています。山梨県のほうからも通われてきたと。この校舎は、残念なことに、軍需工場の寄宿舍になるために廃校。そのまま残せるのではなくて、清水市のほうに移され、その材料を使われたという場所。そしてそこにいた女学生は、女子挺身隊として働く形になったということです。また、ここの大芝裁縫女学校の歴史について言いましても、戦争を遂行するために、人、学生、物、校舎を国のために総動員した1つの例、これが富士市に残っているということです。こちら市営駐車場の

敷地内にありますので、すぐに看板をつけていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 総務部長。

◎総務部長（川島健悟 君） こちらの大芝裁縫女学校跡の石碑につきましては、裏面に若干説明が書いてあります。当時、女学校の卒業生の皆様方の御厚意によってこちらを建てられておりますので、また関係者の方の御意向なども伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） お願いします。

それでは次、（2）に移ります。愛宕山の室野地区、これは昭和61年調査でありまして、米軍の砲撃に対応するために、砲撃するための陣地としてつくられたと。ですので、そこに行く銃を向ける穴も残っている、そういう場所ですね。そしてこの場所でもう1つ、岩本というと燃料庫。飛行場の燃料をおさめるための洞穴ということで、そうしますと、同じ洞窟でも内容が違う、つくられた意味が違う。そうしますと、岩本の燃料庫の洞穴もしっかりと調査をして、保護をするなら保護をするという形にしていってほしいと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 市民部長。

◎市民部長（高野浩一 君） 御指摘いただきました室野の愛宕山地下ごうにつきましては、先ほど市長答弁にもありましたように、昭和61年に富士川町が調査をしたということでございます。戦争を後世に伝えるためということでやっております。富士川町史にその内容が記載されております。

岩本の洞穴につきましては、今、文化的な立場で言いますと、文化財としての史跡の位置づけがないものですから、これまで調査したことはありませんでした。ただ、今後、富士市史をできればつくりたいと計画を今しているところであります。その市史を編さんする中で、当然後世に伝えるべきものとして貴重な財産ということになると思いますので、そういう中で調査をしたいとは思っております。



す。ただ、どういう内容になるかというのは、まだ詳細に決めておりませんので、何がしかの調査はすることになるだろうという感覚でしか今はございませんけれども、今はそんな状況でございます。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） ことしの夏に、ちょうど戦争遺跡をめぐるツアーに、この岩本の燃料庫の洞穴もありました。私も参加させていただきまして、このときに3つ穴を見つけたんですけれども、その1つの場所の前に立ちますと、洞穴のほうからとても冷たい、涼しい空気が流れてきた場所がありました。また1つの穴は何も流れてこない。中もいろいろな形になっているのではないのかなと思います。これは何十年か前はまだ柵はしていなかったということです。きっとそのときに、マニアの方が中に入ったのかなと思うのですけれども、中に水があって、魚もいてなんていう写真も見せていただきましたけれども、こちらのほうは、2015年ぐらいから国を挙げて戦争遺跡を学術的に調査するということが進んできておりますので、また富士市としたら、どういうふうな形で調査をして、後世に残すことができるのか、こういうことを考えていただきたいと思います。

そして今、実際に洞穴の中に入るのが危険なのかどうなのかという話もありますけれども、ドローンがありますよね。今、手のひらサイズのものもありますから、まず人が入る前に、ドローンで中を調査するということが可能だと思いますので、こちらのほうはぜひよろしく願いいたします。

そして（3）は後世に残すべくガイドブックを作成ということですが、今までには30周年記念誌も、私たちもいただきまして、読ませていただいています。毎年戦争展では冊子、そして平和を学ぶ講座でもいろんな資料が出てきていると思います。行政のほうでもしっかりとまとめているものはまとめ、また、市民の会の方たちは、毎年いろんな調査、資料をつくっております。ただ、これは本当にばらばらにそれぞれにあるので、とてももったいないなと思っております。また、市民の会の熱心に資料をまとめている方々のお話を伺えば、去年あった資料が、次の年に行った図書館とか何かでその資料がもうなくなっている。きっとそれは整理されてどこかに行ったということになると思うのですが、せっかくの戦争遺跡、また調査し、まとめているのに、もう次の年には資料がなくなってしまう。これも1つの財産の喪失ではないのかなと思っております。ですので、こ

れからは、データベース、地図も含めて検討して残していただき、また必要な人、望む人には希望をとって冊子にすれば、これもまた販売もできると思います。市民の会の皆様、また、ほかの戦争遺跡、戦争というものを風化させないで後世に伝えようという人たちは富士市の中にもいると思います。その方々たちと協力をして、富士市ならではのガイドブックに当たるものをしっかりと作成していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

そして(4)に行きます。ここでは、前にしっかりとこういう要望があり、2018年6月から旧富士川町の消防の倉庫を使用しているということです。ここでは、例えば現物資料はどうなんでしょうか。というのは、広島原爆資料館が改装されまして、今度は特に現物資料を重視して展示をしていると。それは、その当時の物がより臨場感を持って、現実的に生々しいということもありましてやっている。そうしますと、現物の資料は、普通に倉庫に置いておくだけでは、もしかして破損、また潰れてしまうというようなおそれもあると思うのですけれども、そういうえりすぐった現物資料というものを、例えば博物館の収蔵庫の一部であるとか、また同じ消防の倉庫のところで工夫して、現物資料がしっかりと保管されるようにしていただけるのか、そういうお考えはありますでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 総務部長。

◎総務部長（川島健悟 君） 現状につきましては、先ほど市長答弁にもございましたように、旭町の倉庫に保管をさせていただいております。現物といいますと、特に平和展のときには、当時、戦地へ赴かれた方の軍服であったり、軍靴であったり、飯ごうであったり、ヘルメットであったりといった、関係者の方のいろいろな品もあります。そういった現物。それから、軍用機のプロペラというのもございますけれども、そんなものも平和展では展示をさせていただいた経過もございます。そういった現物につきましても、この旭町の倉庫も結構スペースがあって、割としっかり保管できるのかなと考えておりますので、その他書籍とかパネルとか写真等も含めて、しっかり保管をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 現物資料というのはどういう形で保管するのが長くもつのかということもいろいろ話をしまして、ぜひお願いいたします。

先日、9月19日、富士市で初めての国際平和デー開催で、市長は子どもたちと平和について語って、とても和やかなイベントで、最後には平和の鐘を鳴らしたと。このとき私も見させていただきましたが、子どもたちが純粋に平和を願う姿というのは本当にうれしいなと思いました。そのときの姿というのは、74年前に終戦を迎えて、戦争の悲惨さを体験した人たちにはどんなにうれしい光景だったのかなと、そのときに思いました。富士市がこれからも戦争の史跡を残して後世に伝え継ぐということは、子どもたちにとって平和教育の一環にもなります。また、平和のまち富士市、そしてまた、その平和というものが世界に広がっていくように、きょうお願いいたしました、提案いたしましたことを実行していただくことを要望しておきます。

そして次の質問に移ります。成年後見制度の利用促進についてです。

まず初めに、センターの役割と職員の数ということで、これはもう本当に富士市は静岡県初ということで、早くに取り組んでいただいておりますけれども、この広報は、出前講座も含めて、どのような人たちを対象としているのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 広報の対象となる方といいますと、やはり御家族の中に認知症の方がいる方とか、保健部の所管ではございませんけれども、障害者が家族にいる方の中で後見人を必要とされる方がやはり第一に対象者で、普及啓発ということで進めてまいっております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 市民の方々に必要ではないかという方を中心にということですが、また、これは介護施設とか、かかわっている職員の方々にもしっかりと知っていただくことが大事だと思います。それについてはどのような広報をしていますでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） やはりそちらにつきましては、今、議員から御指摘がございましたとおり、一番身近な介護施設であるとか、地域包括支援センターの職員の方、相談を受ける方、そういう方に関しては積極的に広報を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 積極的に進めてください。例えばこの制度があっても、身近にいる人たちがしなければつながらないということですので、よろしくをお願いします。

そして、このセンターでは、富士市では市民後見人ということも出ていますけれども、今現在何人いて、何人の方が活動をしているのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 現在、市民後見人の名簿に登録されている方が35人いらっしゃいます。そのうち実際に市民後見人として選任されている方が2人となります。そのほか後見人として名簿登録されている方につきましては、法人後見人ということで、社会福祉協議会のほうが後見人制度を担っていただいておりますので、そちらのほうでバックアップということで、お仕事をいただいている方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 2人活動していて、ありがたいことです。そしてまた、35人の方は登録をしているけれども活動していないということ。これはたまたま活動する場がないのか、どういったことで活動なさっていないのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 残りの方が全くしていないということではございません。先ほどお話しさせていただいたとおり、社会福祉協議会のほうの法人後

見のお手伝いをしている方もいらっしゃいます。35人中2人の方だけが市民後見人として選任されているということでございますけれども、やはり後見人の方と受ける方とのマッチングの関係ですね。余り難しくないような案件で、市民後見人の方が活動される案件がなかなかないということもございます。実は3人目というお話があったんですけども、それは相手方がお亡くなりになってしまったということで、3人目の後見人については実質できなかったというような状況もございます。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） それぞれの状況によって進めているということですけども、その市民後見人活動をスタートするまではどんなプロセスを踏んでいるのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 市民後見人になるためには、やはり研修会等を受けていただいた中で段階を踏んで、市民後見人のスキルアップをしていただいているというような形となっております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 研修をしてスキルアップ、それには実習も入ると思います。そして後見人になってからは、また今、委託をして、社協になると思うのですが、監督、ちゃんとやっているのか、大丈夫ですかということをやっていると思います。そうしますと、今、広報では市民の方たちとにかく周知、それでそれにかかわる福祉施設の方たちにもしっかりと提供したいということで、広報であったり、出前講座であったりすると思います。そしてまた、この相談のところで、成年後見制度は何ですかという相談もあると思うのですが、そこでは日常生活自立支援のことも話を聞いていますよね。そうしますと、日常生活自立支援のほうがいいのか、成年後見制度のほうがいいのか、そういうような対応もあると思います。さまざまなことをやっているということで、常勤の方

が2人ということなんですが、今聞いただけでもいっぱいいっぱいじゃないのか、2人ではなく、もっと人数が必要ではないのかと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 今、センターのほうは2人ということで、委託をしてからずっと続いておるわけですが、相談件数等につきましては、若干の上下がございますけれども、170件から200件前後というような相談件数を受けております。そのうち申し立ての支援を行った件数というのは、やはり30件から90件近くということで、ちょっとばらつきがあるんですけども、今後また後見人の利用促進ということで活動等をしてまいりますので、その辺の件数がふえてきたということであれば、また社会福祉協議会のほうとも御相談しながら、センターの職員をどう配置していくかということは、検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 利用がふえているし、今回の委員会でも、これからも、成年後見制度のPRに努めてほしいという話も出ています。そうしますと、知っている人がどんどん多くなってきたときに、本当にふえていくのではないかと十分に想像できるわけですし、2人では立ち行かなくなるので、もう少し人数をふやすということをもう今からしっかりと話し合っ、ふやしていただきたいと思えます。

そして（2）、申し立ての種類のところ、4親等の方、そしてそれではないと首長申し立てになるということで、富士市では12件ということですけども、首長申し立てになるケースというのはどういうものがあるのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 首長、富士市では市長の申し立てという形になりますけれども、やはり御家族の方でどなたもなれないというか、申し立てをすることもできない。御家族の方がいらっしゃらないとか、いても兄弟も皆さん高齢

者で、自分がそういう申し立てをすることもできないというような方、あとは近所に子どもさんとかもいらっしゃらなくて、遠くにいるから直接そういう取り組みができないというような方の場合は、高齢者支援課のほうで調査等をした中で、市長の申し立てに持っていくような形になっております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） 家族等がないとか、できないという方になるということですが、今回、市長の申し立てが 12 件ということで、これは市の目標としたら、一応 10 件という目標は達成していると思うんですが、実際問題、担当者の手が足らずにこの 12 件という数字にとどまっているのではないのか、その点はどうでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 現在の市長申し立ての件数につきましては今、議員がおっしゃった件数でございますけれども、決して市のほうの担当職員の手が足りないからということではなくて、いろいろな調査、地域包括支援センターとかいろいろなところから相談をかけていただいた中で、最終的に市のほうに回ってきて市長申し立てという段階になりますので、そちらについては、今現在の中では、何とか今の担当者の数の中でこなしているという状況にあります。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） それでは、現在の担当職員は何人でしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 現在、高齢者支援課の中の担当者ということでは、事務処理は職員 1 人がそちらのほうに当たっている。特にそれに専従しているというわけではございませんけれども、直営の地域包括支援センターのほうが高齢者支援課にございますので、そちらの中の職員が 1 人当たっているということでございます。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） 担当職員は専従でもなく、そして1人ということです。この首長申し立てをするに当たっては、書類をつくることは行政の職員の方はぱっぱとできると思いますけれども、内容の親族調査ですよね、親族とのやりとり、場合によっては結構、できるとかできないとか、やりたくないとか、そういうやりとりとか人間関係も、とても心理的に負担が考えられると思います。そしてまた、ここでは、身寄りのない人、親族が疎遠の人、虐待を疑われる認知症、知的障害、精神障害の人が困らないように首長申し立てがあるということになっておりますので、私は、この担当職員が1人、ましてや専従でもないということは、余りにも少な過ぎるのではないかと考えます。これはしっかりと専従で、人数は複数にしていきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 職員の人員増につきましては、担当部担当課といたしましては適切な人数ということで、要求は今後もしていかなければならないということがございますけれども、何せ人をふやすということについてはいろいろな諸問題がございますので、そちらのほうには細かくまた相談をかけていきながらということ考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） 品川区では、首長申し立てを積極的に行っているということです。そして、そこから法人の後見につなげていく。その理由は、成年後見制度が利用でき、生活を成り立たせることができる。首長申し立ては福祉活動の入り口と捉えているということだそうです。ちょっと品川区と富士市を比べてみますと、65 歳以上は、品川区は高齢化率は 20.59%で 8 万 1000 人余、富士市は高齢化率は 27.2%で 6 万 9000 人余です。このところで首長申し立て、高齢者に関して、品川区は今現在 84 件活動で、障害の方は 13 件となっておりますけれども、あと療育手帳保持者は、品川区は 1925 人、富士市が 2251 人、精神障害者保健福祉手帳保持者は品川区が 1001 人、富士市は 1325 人。こういうようなことを考えましても、今の 1 人、それも専従ではないということは、今すぐ来



年度に向けてしっかりと数をふやしていくということが重要だと考えますので、また担当者の方はしっかりと話をし、しっかりと増員するということを強く要望しておきます。

そして、次に移ります。成年後見制度利用促進計画の策定。ここではしっかりと、関係の地域連携ネットワーク、また、中核機関を設置するということを、弁護士、司法書士、市、センターでワーキンググループをつくって検討中ということです。ここは本当に地域のネットワーク、その専門職の人、市民、もちろん行政とセンターと、しっかりとしたネットワークが必要です。ぜひお願いしたいと思います。これには財産と身上保護、生活を守り権利を擁護する、しっかりとそういう個人が大事にされるということがとても大切になってきますので、お願いします。

そして、この連携といいますと、例えばわからないことを連携でどうでしょうかと聞くよりも、例えば1人の方、本人を支援するときに、チームでその支援をするという形もあると思いますけれども、その点については考えているのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 今、議員からお話がありましたチームの編成ということにつきましても、ワーキングの中で課題として検討させていただいている最中ということで、御理解いただければと思います。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 今、検討しているということですので、こちらのほうもまた議題に上げて、話し合っただきたいと思います。

そして、その中の中核機関の設定場所になりますけれども、その内容は全面的に委託をするのか、そうではなくて市と委託先の2つが核となって中核機関をつくっていくような考えなのか、どうなのでしょう。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） そちらにつきましては、市長答弁の中でも若干説明させていただいておりますけれども、今受託をさせていただいている社会福祉協

議会のセンターと、事務局を担っております高齢者支援課の連携、あとは専門家の弁護士であるとかの先生方も含めた中で、そちらの運営に取り組むということ、今まさにそちらについても、どういう方向性を持っていくかということは検討させていただいているという段階でございます。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 行政職員か市というのが、やっぱり政策的判断であるとか対応ができるとか、支援とか実践というのが、今で言ったら社協であるとか、こういう連携がとても強くなってくると思います。また、今、話し合いの中でと言いますが、ここに関しては首長申し立てというのがあります。ということは、これは本当に市としてもかかわっていかねばいけない問題でもありますので、この中核機関というところに、専任で市の職員をちゃんと配置ができるということを考えていただければと思います。

そして次に、③に移りますけれども、後見人候補者を推薦することはどうだということ、それに当たるものを今やっていたり、検討中であるということです。これは推薦をするということになってきますけれども、検討をしたら、確実に富士市のほうでは明記してやっていくんですか。後見人候補者を推薦するということをちゃんと明記するということでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 具体的な取り組みにつきましては、先ほどから申しておるとおりに、今まさにワーキングの中で取り組んでいるということになりますので、そちらについてどういうふうに表明、明記していくかということについては、まだ実際のところは具体的には決まっていないということでございますけれども、やはりその方向性としては、本人にふさわしい成年後見人を選任してマッチングをしていくというところについては、確実に取り組んでいかなければならないという認識ではおります。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） しっかりとした候補者を出していくのは大事だということを認識しているということで、よかったですと思います。実際に今、他市

では既に進めているところもありますので、ぜひ富士市のほうも、大事なことだと思いますので、せつかく後見人になったはいいが合わなくて、またそこでトラブルが起こるなんていうことはぜひ避けていただきたいと思います。

そしてまた、それに加えて、例えば難しい相続の問題であるとか訴訟とかがありますよね。そうしたときには、もちろん弁護士であるとか司法書士になってくるとは思いますけれども、それが解決をしたら、皆様にお配りしてあります、「どんなことをしてくれるの？」というところでいきますと、例えば難しい問題は弁護士であるとか司法書士の専門家であるにしても、それが落ちついたら、じゃ、ほかの定期的な見守りとか、サービス利用のお手伝い等々のところに行きますと、そこは市民後見であり、社会福祉士であり、まだほかにという形になっていけるのかな、より生活を支えるということではいいのかなと思いますけれども、そのところの連携が、先ほどのチームで支援を考えていますかという話になってくるんですけれども、ここのところに関しては、話し合い、考えというのはあるのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） 今、議員のほうからも話がありましたとおりに、やはりどうしても法的に解決しなければならないというのは、専門的な弁護士の先生についていただくということもございますけれども、仮にそちらのほうで解決してしまえば、あとは身上監護になりますので、それにふさわしい後見人を選任してということもございまして、並行的に進めなければならない場合は、両方、専門的な方と市民の後見人であるとか別の後見人の方をつけてというようなことで進めていくことも考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） ぜひそのように進めてください。

最後になりますけれども、社会福祉士の働きということも、とても重要になってきますけれども、ここでは研修をして資格を取ってもちゅうちょして少ない。これは静岡県の中でも全てではなくて、特に静岡県の東部のほうで活動人員が少ないということを聞いていますけれども、その理由というのはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 保健部長。

◎保健部長（伊東禎浩 君） そちらの問題、じゃ、具体的に何だろうということになりまして、そちらのほうはちょっとわかりかねるところがございますけれども、やはり市長答弁のほうでも説明させていただいたとおり、社会福祉士という方は、各施設であるとかいろいろな事業所にお勤めをされた中で、そういう心を持って活動しようという方がいらっしゃるということで、働きながら深いところまで入り込んでいくというのは、まだ現実的にはなかなか難しいところがあるのかなということもございますし、ちょっと中部のほうでは、社会福祉士という仕事でそちらを専門的に、後見人ということで活動されている方もいらっしゃるということもお聞きしておりますので、やはりその方の立場、立場でちょっと違いがあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 東部、また中部、西部では社会福祉士の働き方が少々違うのかなということです。成年後見人に関しては福祉的要素の比重がとて多いということになりますと、社会福祉士の活躍が望めますし、また、市民後見人の方がふえていく、これには養成であったり、実習であったり、それをフォローする、監督をするということでもやはり社会福祉士の活躍が望まれるわけです、それが静岡県東部では活動する人がなかなか、研修をしても実践にはちゅうちょするような環境ということは、富士市にとっても静岡県東部にとっても、余りよくないのかなと思います。

また、社会福祉士がしっかりと働ける土壌づくりということになりますけれども、市が率先してできることは何なのかということ、また話し合っただければと思います。例えば、先ほど言いましたけれども、中核機関とかセンターに社会福祉士を多く投入するとか、法人後見がふえてくれば、おのずと社会福祉士がそれにかかわることになりますので、そちらのほうも考えていただきたいと思えます。また、この後見制度が、本人の人生最期ということで、本当に穏やかで幸多い支援になるように、この成年後見制度が富士市でしっかりとできていくことを望みます。

以上で質問を終わりにします。

